

分を差し引きますと、五十九年度末における現在高見込額は五十億七千二百四十円となりまして前年比では一・二％の増でございます。

目的別の市債限度額は、恐れ入りますが予算書の六ページをござらんいただきますと思います。第二表地方債に記載されておりますとおり

道路、公園、消防、学校、運動場、それぞれの事業に對する市債を予定しております。この結果、公債比率は一・五％となり、前年同期

の一・七％と比較いたしますと〇・二％減と相対するわけでございます。また

經常収支率につきましては五十八年度八・二％に對し、五十九年度は

七九・三％と減となり、財政力指数につきましては前年と同率の〇・七三

となっております。

それから一時借入金でございますが、前年と同額の四億円を限度額としておりました。

以上、ことに雜駁ではございしましたが、慎重に御審議をいただきますと、昭和五十九年度一般会計予算を原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で提案不理由の説明は終わりました。

これより本会に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十八号は、二十三人の委員をもって構成する昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よつて議案第十八号

については、二十三人の委員をもって構成する昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会各例第五条第一項の規定により

林田 武君	在原 博君	村野和二郎君	石川泰一君
赤星行人君	斎藤 巽君	井上寅吉君	石川 保君
上野重勝君	木村徳蔵君	原 敏子君	遠藤洋一君
小野沢久君	仲村清信君	加藤謹之助君	高水惣八君
東田正治君	堀川 實君	宮沢良一君	指田保雄君
村尾栄次君	森田治男君	関 米吉君	

以上二十三人を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました二十三人の諸君を昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十八 議案第十九号 昭和五十九年度福

生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 御指名をいただきまして議案第十九号 昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

五十九年度予算の編成につきましては平均の被保険者を一千六百八、平均世帯数を六千七百七十六世帯の基礎をもちまして、医療費を六・二五%の伸びを見込んで積算したものでございます。また本年度は国庫支出金のうち臨時財政調整交付金が廃止となりましてゼロ計上となっているものでございます。

一ページの総則につきまして御説明を申し上げます。歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ十二億七千四百五万三千円と定めようとするものでございます。金額は第一表歳入歳出予算補正で後ほど御説明を申し上げます。一時借入金につきましては、一時借入金の借入額の最

高額を九千万円と定めようとするものでございます。歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合につきましては、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を規定しようとするものでございます。

二ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出予算について御説明を申し上げます。まず歳入でございますが、国民健康保険税におきまして三億八千九百七十七万九千円。これは現年度保険税で三億七千九百五十万円は、所得の伸びを〇・八％として調定額の九五％を見たものでございます。また滞納繰越分を一十七万九千円を見たものでございます。

国庫支出金におきまして六億四千五百五十一万三千円のうち国庫負担金六億三千四百五十六万六千円は事務費の負担金二千六百十一万三千円、療養給付費等の負担金六億八千三百九十九万三千円で、療養給付費拠出金に充てる負担金でございます。国庫支出金一千百万七千円は助産費、保険税減額分等の補助金でございます。

都支出金の都補助金七千四百九十九万三千円は給付費、老人医療助成に伴います保険者負担増、高額療養費の補助金でございます。

財産収入におきましては財産売却収入といたしまして一千円はキャビネットの売却分でございます。予定でございます。

繰入金九千二百万円は一般会計からの繰入金でございます。

繰越金六千八百三十万五千円は五十八年度補正後の予備費の相当額で計上したものでございます。

諸収入につきまして三百四十八万七千円は保険税の滞納繰越金、預金利息、第三者行為による納付金の返還返納金、自動車事故等の損害保険金で実績、または科目存置をしたものでございます。

以上の歳入合計が十二億七千四百五十三万三千円と相なるものでございます。

次に三ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出でございますが、総務費で五千六百六十三万六千円で、そのうち総務管理費におきまして五千九十二万四千円は職員八名分の人件費、事務費、運営協議会費、連合会負担金等でございます。徴税費七十一万二千円は保険委員の報酬金でございます。

ます。

保険給付費九億四千四百九十三万六千円のうち療養諸費八億五千七百四十九万三千円は六・二％のアップを見た療養給付費でございます。そのほか療養費、審査支払手数料でございます。高額療養費六千五百十六万五千円は実績によりまして対象件数の若干の減少となっているものでございます。

助産費一千八百九十九万円は百八十九件を見たものでございます。葬祭費三百万円は葬祭百件を見たものでございます。育児諸費三千七万八千円は育児手当百八十九件分を見たものでございます。

老人保健拠出金二億七千二百五十七万七千円は医療費支分、加入者支分を五十八年度の数値で算出し、五十八年二月分の精算分を見込んだものでございます。

保健施設費二十七万二千円は医療費通知経費、保養施設の利用扶助等でございます。

公債費八十一万四千円は一時借入金金の利子でございます。

諸支出金の償還金及び還付金二百二十万二千円は国、都支出金精算返還金の科目存置と過誤納保険税の還付金でございます。

予備費百六十一万六千円によりまして、歳出合計十二億七千四百五万三千円と相なるものでございます。

以上、説明を終わらせていただきますが、慎重御審議を賜りまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十三番(森田治男君) 参事までにお尋ねをしておきたいんですが、一番最後の明細の中で給料の明細が出ていますけれども、平均の昇給率が三・八％ということが明示されておりますけれども、一般会計の予算書の中では三・二％ですか、本会計だけ他会計よりも昇給率が高いというのは、どういふところにあるか、ひとつお示しをいただきたいと思います。

○総務部長(浅見裕康君) まことに申しわけありません。いま個別的な資

○料を持ち合わせておりませんので後刻御答弁を申し上げさせていただきます。
と思ひます。よろしく御了解いただきたいと思ひます。

○二十三番(森田治男君) 後でということですが、いまずぐには出ないようですので、さうじゃうには大丈夫ですか。(「もちろん大丈夫です」と呼ぶ者あり) その
時点で結構です。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十九号は、厚生委員会に付託し
たいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十九号は、
厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十九議案第二十号 昭和五十九年度福生
市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本安本について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 御指名をいただきまして議案第二十号 昭和
五十九年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして提案理
由とその内容について御説明を申し上げます。

昭和五十九年度の予算は七億八千五百三十九万二千円で、前年度に
対しまして一億四千五百八十八万三千円の減額でございますが、その原因につ
きまして最初に申し上げます。

昭和五十八年度は老人保健法が施行されました初めての一年間の予算
でございます。五十七年度までの数値を基本に都の指導によりまして計
上したわけでございますが、一件当たりの医療費が約八千円の減となる見
込みでございます。この主な原因といたしましては一部負担金の導入がま
れまして、これによりまして重複の診療が減少したこと、また医療機関の
請求が適正化されたことなどが挙げられるわけでございます。昭和五十九
年度の予算につきましては、これらの動向を基本に予算計上したもので

でございます。

ページの総則について御説明を申し上げます。歳入歳出予算でございますが、第一條で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ七億八千五百三十九万二千円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきます。歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。まず歳入でございますが、支払基金交付金が五億五千三十四万三千円でございます。これは総医療費から一部負担金を引いた支弁予定額の七〇%の金額に当たります。五億四千八百四十二万五千円と審査支払手数料の交付金百九十一万八千円でございます。国庫支出金の国庫負担金につきまして一億五千六百六十九万三千円は支弁予定額の二〇%の額でございます。

都支出金の都負担金で二千九百七十四万四千円は支弁予定額の五%の額でございます。

繰入金の他会計繰入金につきましては三千九百七十五万五千円は支弁予定額の五%の額でございます。

繰越金につきましては一千円を科目存置したものでございます。

諸収入におきまして六千円は滞納金及び加算金、預金利息をそれぞれ一千円の科目存置、雑入におきまして第三項行為による納付金、返納金、雑入をそれぞれ一千円の科目存置をしたものでございます。

これらの合計額が七億八千五百三十九万二千円と相なるものでございます。次に歳出でございますが、医療諸費におきまして七億八千五百三十八万一千円は、医療給付費として七億七千六百万円で、これは国保分の一万六千件、社保分の一万件の給付費、医療支給費で、七百四十六万四千円は国保分の百四十六件、社保分の五十六件の支給費でございます。その他審査支払手数料で百九十一万七千円は、国保分といたしまして医療、歯科の一万五千四百件、調剤の六百件、社保分の医療、歯科の九千五百件、調剤の五百件の支払手数料でございます。

諸支出金で五千円は償還金及び還付金で国庫支出金、都支出金、支払基金の精算返還金、過誤納の還付金をそれぞれ一千円の科目存置をしたものでございます。他会計の繰出金で、これは一般会計への

繰出金の一千円の科目存置をしたものでございます。

予備費におきまして計数整理上、六千円を計上したものでございまして、これらの歳出合計が七億八千五百三十九万二千円と相なるものでございます。以上で説明を終わらせていただきますが、慎重御審議をいただきますようにして原案を御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(遠藤洋一君) 御説明を伺ったんですが、余り誤解をしたくないので伺っておきたいんですが、最初の方で老健会計の減額のところの理由がありまして、その中で一部負担があったというところ、それから医療費の適正化みたいなことがあったというところをおっしゃったんじゃないかと思っておりますが、そうしますと、いままでは適正じゃなかったのかというふうに思われるんですが、そういうのじゃないんじゃないかという気がするんですが、減額の理由をもう一回御説明願いたいんですが……。

○福祉部長(須崎 進君)

私が御説明申し上げたんですが、五十八年度におきましては老健法が初めて施行されて予算を組ませていただいたわけでございまして、その時点におきましては都の指導のもとに老人医療費が不足しないような予算計上をさせていたわけでございまして、それは一つの根拠を持ちましてやったわけでございまして、いわゆる前の老人医療と申しますのはやはり^①寿と云う国の制度で、これは一つの所得制限がございまして、そういうようなものの推計が一つには見たわけでございまして、今回、国保、社保も入りまして老人医療が一本になったわけでございまして。

そういう中で推計というのは若干余分に見た、都の指導によって枠組みしたわけでございすけれども、そういう中で総体的に老人医療費というものが減ってきている傾向にございまして。

で、そういうものの原因の一つとして重複診療、一部負担金になりまして重複診療が避けられたんじゃないかということと、大変、医療機関の請求につきましても非常に国等の指導もございまして適正化がされて

きたというようないことが原因ではなかろうかということ御説明いたしました。

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は、

厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 暫時休憩いたします。

午後一時四十九分 休憩

午後二時十六分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告をいたさします。

(森田議会事務局長報告)

一、昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果について(別添参照)

○議長(田村市郎君) 以上で報告は終わりました。

○議長(田村市郎君) ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会、正副

委員長の互選結果が参っております。

ここで正副委員長になられた方々からごあいさつを願います。まず委員

長村尾栄次君。

○昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員長村尾栄次君登壇

○昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員長(村尾栄次君) この

たび皆様方の御推挙によりまして昭和五十九年度福生市一般会計予算

審査特別委員長の重責をいただき責任の重大さを痛感しております。

もとより私自身力不足でその任ではありませんが、副委員長ととも力を

議員各位の格段の御努力を賜り、当特別委員会が無事円滑裏に終了できますよう心からお願いを申し上げます。簡単でございますが、就任のあいさつといたします。(拍手)

○議長(田村市郎君) 次に副委員長 井上寅吉君。

(昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別副委員長 井上寅吉君登壇)
○昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別副委員長(井上寅吉君) ただいま昭和五十九年度の福生市一般会計審査特別委員会の副委員長という大役を御指名いただきまして身に余る光栄に存ずるわけでございす。が、しかしながら、役割りの重さというものを感ずると不安がります。つるわけでございすけれども、幸い委員長にベテランで大先輩の村尾議員がなられるということで御指導をいただきながらしっかりと勉強してついていくつもりでありますので、どうか関係者各位におかれましては最後まで御指導と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。また、このことに簡単ではございすけれども、ごあいさつにさせていだきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○議長(田村市郎君) 以上で正副委員長のごあいさつは終わりました。

○議長(田村市郎君) 先ほどの林田議員の質問に対して、理事者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○総務部長(浅見裕康君) 御答弁がおりますして申しわけございませう。御答弁を申し上げます。

国保会計の關係の入件費でございすけれども、現在二に計上されてます。給料は一等級が一名、三等級が七人でございす。

それで、ちなみに当市におります職員の方平均給与月額が約二十一万円でございます。そのまた平均格差額が約六千八百円と相なっております。その職員の平均の格差額の率は三・二％というふうに相なっております。

そこで、この国保の場合を例にとりますと一番格差の率が低いのは三・二％でございます。最高が、ちなみに申し上げますが三等級の六号の職員がおります。これが十六万四千二百円という金額に相なるわけでございすから、これが次期昇級におきまして十七万一千円というより金額に相なるわけで

ございます。その差六千八百円を一応それで割りますと四・一％というふうな
一応ふえております。給与の絶対額が比較的低いところで格差額が大きいの
というより、当市の給料の表の構成の特殊性と申し上げますが、そういうものを
反映しまして、このより平均が二・八％というより、そういう格差の率になっ
て、いるというより、このことでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長(田村市郎君) 日程第二十 議案第二十一号 昭和五十九年度福生
市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算を議題
といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第二十一号
昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業
会計予算について御説明申し上げます。

本予算は福生駅東口及び加美地区の区画整理事業に對します。換地清
算金が主なものでございます。

まず一ページの総則でございますが、第一条で歳入歳出予算の総額は
歳入歳出それぞれ一千七百三十三万二千円と定めようとするものです。

次に二ページの第一表歳入歳出予算でございますが、四ページからの明細
書により内容説明申し上げます。

歳入でございますが、都支出金の土木費委託金といたしまして五万二千円
を計上いたしました。これは区画整理事業の第七十六条申請の許可事
務の委託料でございます。これは昨年度実施いたしましたものが、前年度の
ものが翌年度に歳入に都からの委託料として入ってくるものでございます。

次に繰越金でございますが、四百五十九万円を前年度繰越金として計上
いたしました。

次に預金利子でございますが、二万円を計上いたしました。次に換地
清算徴収金でございますが、一千二百七十六万円を計上いたしました。本
予算でも補正予算同様精算金の精の字を訂正するための変更